

2013年10月25日

特別委員会
委員長 渡辺松男 殿

日本共産党市議会議員
秋庭 繁

「議会基本・議員倫理条例」の制定について

表題の「議会基本・議員倫理条例」制定の特別委員会が設置され、来年3月末までの期間で調査・議論を経て成立を期すことになりました。ところが、過日の全員協議会後に予定されていた特別委員会は中止になり、その後の委員会の日程が示されていません。

今後の日程を含め、運営・議論の進め方等について提案をします。ぜひ早急な検討をしていただくことを要請します。

- 1、特別委員会設置の趣旨・目的及び日程等について、議会だより、広報等で公表する。（地方分権の進展、地方自治の本旨に沿って）
- 2、すでに「自治基本条例」が制定され、主権者である住民がまちづくり、政治、行政に参加し、協働する。となっており、市民の意見を聞く機会、または委員会に市民代表のオブザーバー参加等を検討を要請します。
- 3、特別委員会の開催にあたっては、事前に資料等の配布をし、数少ない会議の中でも中身の濃い議論ができるよう配慮を要請します。

追記

平成23年9月から実施されている予算・決算審査の「分割方式」について、議員諸氏から様々な意見が出されています。

全議員の議論の場や意見を聞くことなく数回の会議（2か月）で結論を求め、前小森谷英雄議長に「答申」を出しました。「答申」の内容は、平成23年の9月議会から実施、「分割審査方式」と市長、並びに副市長及び教育長に出席を求めないというものです。

この方式は、議員個別の審査権を奪うもので、市民に対しての説明責任が果たせません。又、決裁権者の市長、並びに副市長及び教育長が出席しないということは、「予算・決算特別委員会」の名に値せず、単なる担当部・課長の「予算・決算説明会」に過ぎません。

特別委員会の「質疑なし」の連続には、他議員からも問題を指摘する声もあり、元に戻し、全委員で両会計を審査することを求めます。